

監査監第 1 8 3 5 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 阪 本 克 己 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 傳 田 ひろみ

同 神 坂 達 成

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書の
提出について（通知）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査（公の施設の指定
管理者）を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、
別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和２年３月３日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象施設

さいたま市高齢者生きがい活動センター

(2) 指定管理者

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

(3) 施設所管課

保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和２年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が

働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

(2) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

エ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

オ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

カ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

キ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和3年11月22日（月）から令和4年3月22日（火）まで

6 監査の対象施設の概要

(1) 所在地

さいたま市北区植竹町1丁目593番地1

(2) 延床面積

759.00㎡

(3) 主な施設の内容

老人憩いの家、高齢者就労支援施設、地域活動拠点施設

7 指定管理業務の範囲

施設の管理に関する業務、施設運営に関する業務、その他の業務

8 指定の期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

9 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定及び指定管理者に対する指導監督について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 傾聴ボランティアコーディネーターによる、傾聴ボランティアの取りまとめや調整等の業務について、施設の設置目的を達成するために必要な業務として実施していながら、さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に明示していなかったため、さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第8条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 指定管理者が基本協定書に基づき実施した業務の実施状況等について、事業報告書において十分な報告を求めておらず、内容の精査を怠っていたため、基本協定書第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(2) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

公の施設の管理、施設の利用促進及び収支会計経理について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられ

た。

ア 事業報告書について、基本協定書において指定管理業務の実施状況等を記載することが規定されているにもかかわらず、記載内容が不足し、また誤りも見受けられたので、基本協定書第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

イ 傾聴ボランティアコーディネーターによる、傾聴ボランティアの取りまとめや調整等の業務について、仕様書に明示されていないにもかかわらず実施していたので、基本協定書第8条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 公衆電話及びコピー機の利用料金について、令和2年4月から9月の料金（現金）を令和2年度中の収入として処理していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

エ 受付用パソコンの保守サービス料について、委託料から支出すべきところを、賃借料から支出していたため、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。